

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第50回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

平成23年12月2日（金）10:00～17:00

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）出田孝一，伊藤眞，井堀利宏，岩井重一，大橋寛明，奥田昌道（委員長），  
中田裕康，夏樹静子，林眞琴，平木典子，明賀英樹（敬称略）

（庶務）菅野審議官

（説明者）安浪人事局長，徳岡人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 平成24年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成24年4月期の弁護士任官候補者について

#### （2）次回の予定について

### 5 議事

#### （1）協議

協議に先立ち，退任した池上委員の後任として林委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成23年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者，平成23年9月の新任判事補候補者並びに元裁判官から裁判官への任官候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、庶務から、前回の委員会で、各地域委員会から管内の弁護士会に対して、重点審議者と思われる候補者を特定するために情報の交換等を行うことは重大な問題がある旨注意喚起を行うことを、各地域委員会に対して依頼することが了承されたので、各地域委員会に対して注意喚起を行うよう依頼したこと、日本弁護士連合会の担当者に対して、各地域委員会に対して管内の弁護士会に注意喚起を行うよう依頼したことを伝えたことが報告された。

- ・ 平成24年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、9月1日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。また、報告された情報が大部になったことから、予定どおり11月28日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び9月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、地域委員会から送付された情報の中には、依然として、弁護士会を経由して地域委員会に提供された情報が多く含まれること、各地域委員会では、段階式アンケート方式のものは送付しないものの、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断を当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していることから、作業部会でも、弁護士会経由の情報の適格性については委員会において個別に判断されるという前提で、これを一律に排除することなく、検討資料に含めて作業を行っていることが説明された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後も、弁護士会経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対し働きかけていく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会での取扱いと同様に、

弁護士会経由の各情報については、一律に排除することなく、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会では、9月の委員会において重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者については当委員会において決するのが相当であるとされたことが報告され、審議の結果、重点審議者に追加しないこととされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がなされ、その結果を踏まえて、指名候補者101人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議の結果、99人については指名することが適当であると、2人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成24年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月1日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者7人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、5人については裁判官として指名することが適当であると、2人については裁判官として指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、平成23年12月20日（火）午後1時30分から開催され、平成24年1月の新任判事補候補者について審議することとなった。

以 上